

特定粉じん排出等作業の方法

※特定建築材料の種類及び使用面積		1 吹付け石綿 ……………	m <sup>2</sup>
		2 石綿含有断熱材 ……………	m <sup>2</sup>
		3 石綿含有保温材 ……………	m <sup>2</sup>
		4 石綿含有耐火被覆材 ……………	m <sup>2</sup>
		5 石綿含有仕上塗材 ……………	m <sup>2</sup>
		6 石綿含有成形板等 ……………	m <sup>2</sup>
※特定粉じん排出等作業の期間		年 月 日 ～ 年 月 日	
特定粉じん排出等作業における措置		除 去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他 ( )	
特定粉じん排出等作業の方法が大気汚染防止法第 18 条の 19 各号に掲げる措置を当該各号に定める方法によりおこなうものでないときは、その理由			
集じん・排気装置	種類・型式・設置数		
	排気能力 (m <sup>3</sup> /min)	(1 時間当たりの換気回数 回)	
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)		
使用する資材及びその種類			
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法			
※ 排出水の処理	措置の内容		
	処理装置の設置場所	見取図のとおり	
※ 掲示板	設置予定年月日	年 月 日	
	設置場所	見取図のとおり	

- 備考
- 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
  - 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
  - 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第 7 (大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 9 の 2 の表各項下欄) に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の手法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
  - 4 排出水の処理の措置の内容の欄には、措置の方法、処理装置の能力及び効率並びに散水量の最大値を記入すること。
  - 5 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第 9 の 2 の表に規定する排出水を処理するための装置の設置場所及び同規則第 16 条の 6 第 1 号に規定する掲示板の設置場所を示す見取図を添付すること。
  - 6 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図 (作業場の養生の状況を示す見取図) を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m<sup>3</sup>) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。
  - 7 ※で示した部分について、大気汚染防止法対象作業の場合は参考として記入すること。